

倉吉市上下水道局告示第5号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条の規定により告示する。

令和8年4月1日

倉吉市長 広田 一恭

1 指定を受けた者

- (1) 指定番号 倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者第184号  
所在地 鳥取県鳥取市湖山町東四丁目93番地  
名称 株式会社 YD  
代表者 代表取締役 奥田 真悟

2 指定した日

令和8年4月1日

3 指定の有効期限

令和13年3月31日まで